# 破壊活動防止法施行規則 （昭和二十七年法務府令第八十一号）

#### 第一条（財産整理の届出）

破壊活動防止法（以下「法」という。）第十条第三項の規定による届出は、当該団体の主たる事務所の所在していた地を管轄する公安調査局又は公安調査事務所の長に届出書を提出して行うものとする。

##### ２

前項の届出書には、次に掲げる事項を記載し、届出者が署名押印をしなければならない。

###### 一

当該団体の名称

###### 二

解散の指定の年月日

###### 三

解散の指定を受けた当時の財産の表示

###### 四

整理の経過及び結果

###### 五

整理の完了の日

#### 第二条（弁明の場所の指定等）

法第十二条第一項の規定による弁明の場所の指定については、当該団体の便宜を考慮しなければならない。

##### ２

法第十二条第一項に規定する事由の要旨は、処分の請求の原因となる疑いのある暴力主義的破壊活動の要旨とする。

##### ３

法第十二条第一項の規定による通知は、できる限り速やかに行い、当該団体に十分な準備をする期間を与えるように努めなければならない。

##### ４

法第十二条第二項に規定する官報公示には、同条第一項及び第二項の規定を付記しなければならない。

##### ５

法第十二条第三項に規定する通知書には、同条第一項の規定により当該団体に通知すべき事項を記載し、法第十三条から第十五条までの規定を付記しなければならない。

##### ６

前項の通知書の送付は、郵便その他適宜の方法によつて、できる限り速やかに行わなければならない。

#### 第三条（弁明の期日に出頭する者の資格の証明）

法第十四条の規定により弁明の期日に出頭する者は、同条に規定する受命職員に対し、その資格を書面により証明しなければならない。

#### 第四条（受命職員の指定）

当該事件の調査に関与した公安調査官は、受命職員とすることができない。

##### ２

受命職員が数人あるときは、弁明の期日における手続を主宰させるため、公安調査庁長官がそのうち一人を主任受命職員に指定するものとする。

#### 第五条（弁明の期日における手続）

弁明の期日においては、受命職員は、まず、法第十四条の規定により出頭した者に対して、請求の原因となる疑いのある暴力主義的破壊活動の要旨を告げ、これを証明すべき証拠を示した後、意見の陳述及び有利な証拠の提出をなす機会を与えるものとする。

#### 第六条（弁明の期日及び場所の変更等）

最初の弁明の期日及び場所の変更は、天災その他重大な支障があるときに限り、行うことができる。

##### ２

第二回以後の弁明の期日及び場所の指定及び変更は、受命職員が行い、法第十四条の規定により出頭した者に告知するものとする。

#### 第七条（立会人の氏名の届出）

法第十五条第二項に規定する立会人の氏名の届出は、弁明の期日までに、当該団体の代表者又は主幹者が受命職員に書面を提出してなすものとする。

#### 第八条（有利な証拠の提出）

法第十四条に規定する証拠の提出は、証拠と証明すべき事実との関係を具体的に明示して、しなければならない。

#### 第九条（傍聴）

法第十五条第三項に規定する者は、手続の傍聴に際して、受命職員にその資格を証明しなければならない。

##### ２

受命職員は、前項に掲げる者（立会人を除く。）の数が弁明の場所の収容力よりも多いときは、傍聴券をもつて整理することができる。

#### 第十条（不必要な証拠）

法第十六条に規定する不必要な証拠は、次のとおりとする。

###### 一

当該事件に関係のないもの

###### 二

立証の趣旨が不明のもの

###### 三

審理を遅延させる目的のみで提出されたもの

#### 第十一条（調書）

法第十七条第一項に規定する調書の記載事項は、次のとおりとする。

###### 一

当該団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者又は主幹者の住所氏名

###### 二

弁明の聴取をした年月日及び場所

###### 三

受命職員の氏名

###### 四

法第十四条の規定により出頭した者の資格及び住所氏名

###### 五

法第十五条の規定により手続を傍聴した立会人の住所氏名

###### 六

手続の経過

###### 七

法第十四条の規定により出頭した者の意見の要旨及び提出した証拠の標目

###### 八

その他重要な事項

##### ２

調書には、作成年月日を記載し、作成者が署名押印をしなければならない。

#### 第十二条（速記者等）

受命職員は、弁明の期日において、速記者その他の補助者又は録音器その他の器具を使用することができる。

#### 第十三条（代理人の意見）

公安調査庁長官は、弁明の期日に代理人のみが出頭して述べた意見の全部又は一部について当該団体の代表者又は主幹者が遅滞なく異議を述べたときは、代理人の意見の当該部分を判断の資料とすることができない。

#### 第十四条（処分の請求をしない旨の通知）

法第十九条の規定による通知は、郵便その他適宜の方法によつて、当該団体の代表者又は主幹者に書面を送付してするものとする。

#### 第十五条（処分の請求の通知）

法第二十一条第二項に規定する官報公示の内容には、処分請求書の全文を記載し、同条第一項、第二項及び第四項の規定を付記しなければならない。

##### ２

法第二十一条第三項に規定する処分請求書の謄本には、同条第一項、第二項及び第四項の規定を付記しなければならない。

#### 第十六条（証票）

法第三十四条に規定する公安調査官の身分を示す証票は、別記様式のとおりとする。

# 附　則

この府令は、法の施行の日から施行する。

##### ２

団体等規正令施行規則（昭和二十四年法務庁令第三十八号）は、廃止する。

# 附　則（昭和三一年五月二九日法務省令第二八号）

この省令は昭和三十一年六月一日から施行する。

# 附　則（昭和五九年一〇月一日法務省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一九年三月二七日法務省令第一二号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

##### ２

この省令による改正前の破壊活動防止法施行規則に基づく公安調査官の身分を示す証票は、改正後の様式に基づく証票が交付されるまでの間、同令第十六条の証票とみなす。